

平成 26 年 3 月

各 位

兵庫県立人と自然の博物館長

消費税率改定に伴う観覧料 使用料の改定について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げに伴い、観覧料および使用料を改定させていただきます。

当館では、下記の通りとなります。

1.観覧料 一覧

区 分			観 覧 料	
			平成 26 年 4 月 1 日より	現 行
一 般	個 人	大 人	210	200
		大学生	150	150
		高校生	100	100
		65 歳以上	105	100
	団 体 (20 人以上)	大 人	150	150
		大学生	100	100
		高校生	70	70
		65 歳以上	75	75
障害者割引	個 人	大 人	105	100
		大学生	75	75
		高校生	50	50
	団 体 (20 人以上)	大 人	75	75
		大学生	50	50
		高校生	35	35

2.ホロンピアホール使用料

ホールの使用		平成 26 年 4 月 1 日より	現 行
平日	9 時から 12 時まで	4,500	4,400
	13 時から 17 時まで	5,800	5,600
	9 時から 17 時まで	10,300	10,000
土日祝日	9 時から 12 時まで	5,700	5,500
	13 時から 17 時まで	7,200	7,000
	9 時から 17 時まで	12,900	12,500

附属設備の使用		平成 26 年 4 月 1 日より	現 行
持込み電気器具用コンセント 1 キロワットにつき		260	250
持込み電気器具用コンセント (録音器具を持込む場合、持込み器具 1 式につき)		2,100	2,000
持込み電気器具用コンセント (録画器具を持込む場合、持込み器具 1 式につき)		3,100	3,000
持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場合、持込み器具 1 式につき)		5,100	5,000

備考

持込み電気器具用コンセントを利用する場合の 1 キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の 1 キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に 1 キロワットに満たない端数があるときは、これを 1 キロワットとする。

3.特別観覧料

1点1回につき

区 分	平成 26 年 4 月 1 日より		現行		
	熟 覧	150		150	
模写・模造	2,100		2,000		
撮 影	学術研究を目的とする場合	学術研究以外を目的とする場合	学術研究を目的とする場合	学術研究以外を目的とする場合	
	単色	150	1,000	150	1,000
	原色	310	2,100	300	2,000

備考

- 1 博物館資料で、一式、一組等で一資料とするものは、それらを1点とする。
- 2 普通個別の博物館資料は、各個を1点とする。
- 3 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

以 上